平成２８年（フ）第４０３号
大分市大字森町772番地の２
破産者　藤本　信夫
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２９号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目８番19号
破産者　東　　孝次
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２８５号
北海道旭川市川端町１条５丁目１番10号、申立時の住所北海道旭川市川端町１条５丁目１番10号　ウエストコーポ　301
破産者　羽根田知美
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３７号
北海道帯広市西14条南11丁目１番地12　メゾンフレール101
破産者　藤原　えり
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第５号
北海道北見市末広町366番地89、前住所埼玉県川口市西川口３丁目22番31号　ウィンザーパレス西川口305号
破産者　渡辺奈津子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
宮城県石巻市渡波町１丁目12番24号
破産者　西島喜久江
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
山形市南館４丁目１番18号　コーポ富南201号、前住所山形市青田１丁目６番５―202号グランドール青田
破産者　矢澤　玲子
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９７号
山形県寒河江市大字寒河江甲1729番地の30
破産者　遠藤　義美
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７号
横浜市緑区霧が丘３丁目10番地４　スカイハイツ石井203号
破産者　吉田　　崇
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８号
横浜市緑区霧が丘３丁目10番地４　スカイハイツ石井203号
破産者　吉田　美咲
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８６号
横浜市保土ケ谷区狩場町293番地27　協和ハイツ101号
破産者　佐藤　和子
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５２号
富山県滑川市上小泉522番地　システィーナ202
破産者　細岡　勝利
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５１号
静岡県浜松市中区城北１丁目７番14号美杉ビル３Ｆ
破産者　谷川　秀行
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５４５号
静岡県浜松市中区小豆餅１丁目18番２号モナークあおいＨ―２
破産者　篠田佐代子
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
静岡県浜松市中区幸１丁目10番16―506号パストラルハイム幸壱番館、前住所静岡県浜松市中区葵東３丁目２番５号
破産者　尾﨑　　泰
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
愛媛県今治市上浦町井口7073番地13　上浦ハイツ203号、前住所愛媛県今治市大三島町宮浦2721番地１、前々住所愛媛県今治市大三島町宮浦121、前々々住所愛媛県今治市大三島町宮浦3279
破産者　岡村　達也
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第７３号
愛媛県今治市南高下町３丁目４番33号、前住所愛媛県今治市郷六ヶ内町２丁目２番３号
破産者　田口　哲郎
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第４７号
北九州市小倉南区下石田１丁目14番６号
破産者　橋本　晃一
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部